

広島県知事様

高校生等奨学給付金受給申請書（私立）

学校使用欄	
奨学給付金の 通し番号	
就学支援金の 受付番号	

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- 1 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 2 この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 3 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- 4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。

申請者住所	〒	ふりがな		
		申請者氏名		
昼間の連絡先	電話番号	-	電子メール	
生徒との関係 ※いずれかの□に✓印を付けてください。	☐ 親権者 ☐ 主たる生計維持者	☐ 未成年後見人 ☐ 生徒本人	☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他（ ）	生徒との続柄 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）

【対象となる生徒】

ふりがな				生年月日	平成	年	月	日
氏 名								
在学する学校	学校名/学年	広島翔洋高等学校			科	年	組	番
	学校の種類	☒ 高等学校 ☐ 高等学校（専攻科） ☐ 専修学校（高等課程） ☐ その他（ ）	課程	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）	入学年月			
	所在地	広島都道府県安芸郡坂市区町村平成ヶ浜三丁目3－16						
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	～		年	月	日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数
				年	月	日		なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	～		年	月	日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数
				年	月	日		なし 1回 2回 3回 4回 不明

記入しない

【扶養親族の状況】（通信制以外の生徒の申請をする場合で、かつ非課税世帯のみ）

令和6年7月1日現在、上記の対象となる生徒以外に、保護者が加入している各種健康保険の保険証で扶養の確認ができる15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、記入してください。

◎同居であっても、令和6年7月1日現在就業しており、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹は記入対象外です。

☐	被保険者である私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。						
扶養親族の状況	対象生徒との続柄	氏 名	生年月日	該当する□に✓印を付けて、（ ）内に記入してください。			
				在学学校名・職業等	保険証の被保険者	保険証の種類	
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等（学校名： 課程： ） ☐ 高校生等以外（職業等： ）	☐ 申請者 ☐ 申請者以外の保護者等（保護者等名： ）	☐ 社会保険 ☐ 国民健康保険	
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等（学校名： 課程： ） ☐ 高校生等以外（職業等： ）	☐ 申請者 ☐ 申請者以外の保護者等（保護者等名： ）	☐ 社会保険 ☐ 国民健康保険	
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等（学校名： 課程： ） ☐ 高校生等以外（職業等： ）	☐ 申請者 ☐ 申請者以外の保護者等（保護者等名： ）	☐ 社会保険 ☐ 国民健康保険	
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等（学校名： 課程： ） ☐ 高校生等以外（職業等： ）	☐ 申請者 ☐ 申請者以外の保護者等（保護者等名： ）	☐ 社会保険 ☐ 国民健康保険	
	☐ 兄 ☐ 弟 ☐ 姉 ☐ 妹			☐ 高校生等（学校名： 課程： ） ☐ 高校生等以外（職業等： ）	☐ 申請者 ☐ 申請者以外の保護者等（保護者等名： ）	☐ 社会保険 ☐ 国民健康保険	

※支給金額に影響しますので、扶養親族の状況は正確に記入してください。

【保護者等の収入の状況】 ※次の(A)又は(B)の該当する口に✓印を付けてください。

(A)生活保護(生業扶助)受給世帯の方

☐

生活保護（生業扶助）を受給しています。（7月1日時点）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

【書類③】
生活保護受給に関する証明書

(B)非課税(道府県民税及び市町村民税の所得割額が0～99円)の世帯の方

☐

(a)生活保護（生業扶助）を受給していません。（7月1日時点）
私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

☐

〔広島県内の私立高等学校等に在学する場合のみ〕
(b)高等学校等就学支援金の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を、奨学給付金の認定審査においても利用することに同意します。
※住民税が未申告の方は、申請前に必ず課税期日（本年1月1日）に住所のあった市区町村に対して住民税の申告を行ってください。

(1)～(7)の中から該当の項目を選

ア 次のとおり課税証明書等を提出します。 ※ (1)～(7)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1)	☐	親権者（両親）2名分
(2)	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ☐ 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の添付が必要ですが、別居の親権者に課税証明書等の提出を求めても応じてもらえない場合は、「養育放棄」として取り扱います。 【注意】課税証明書等を提出できない理由が「海外赴任」である場合は給付対象外となります。
(3)	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

【書類②】
課税証明書、非課税証明書などの所得確認書類

県内校に在学し、上記(B)(b)に同意された場合は、提出は不要です。

※県外校は、書類②の添付は必要

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐

(7) 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【振込先金融機関】(該当する口に✓印を付けてください。)

次の口座に振込んでください。			
金融機関・支店名	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農業協同組合	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ ()	【書類①】 通帳の写し
預金種目	☐ 普通 ☐ 当座	フリガナ	
口座番号		口座名義	

※ 振込口座は、原則として申請者本人の口座に限りです。
特別の事情により、申請者以外の者の口座へ振り込みを希望する場合は「委任状」を提出してください。

【書類⑥】
委任状